

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり表彰要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例第14条の規定による表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する個人及び団体に感謝状を贈呈する。

（1） 自主的な防犯活動その他の活動において、安心・安全なまちづくりに寄与したと認められるもの

（2） 新潟市の防犯に関する事業の推進並びに自主的な防犯活動等において、安心・安全なまちづくりに特別に寄与したと認められるもの

（3） 市長が、特に必要と認めるもの

（表彰候補者の推薦）

第3条 各区長は、前条第1項第1号及び第2号に該当する個人及び団体を市長に推薦するものとする。

2 各区長は前項による推薦にあたっては、各区を管轄する警察署長及び地区防犯組合連合会長等と協議するものとする。

（その他）

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。